

久留米市 商工労働ニュース

VOL.
57
2020
SUMMER

【事業主と従業員の皆さんのための情報紙】



久留米の美味しいをおうちで楽しむ

「久留米ほとめき通り商店街」では、久留米の中心市街地でテイクアウトができる飲食店41店舗を紹介した「くるめまちなかテイクアウト情報」を発信しています。家でもお店そのままの味を楽しめるテイクアウトを利用して、久留米の飲食店を応援しましょう。市では、がんばる事業所へ様々な支援制度を紹介しています。

Contents

特集 「事業継続をサポート」新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所向けの支援制度	2
中小企業共同事業等促進助成(連携促進)	7
労働経営セミナー・労働教育講座を開催	8
リーダーのための部下育成コーチング研修	9
7月からレジ袋が有料化	10
テレワークオフィスを開設し障害者雇用を後押し	11
製造業の企業同士で連携して人材育成を	12

事業継続をサポート

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所向けの支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所の事業継続を幅広く支援するため、市・国・県・関係団体の主な支援策を紹介します。

事業継続のための運転資金等をサポート

セーフティネット保証

- 【対象】**4号保証:売上高が前年同月比で20%以上減少
5号保証:売上高が前年同月比で5%以上減少
危機関連:売上高が前年同月比で15%以上減少
- 【保証】**4号保証、危機関連:別枠で100%の信用保証
5号保証:別枠で80%の信用保証

申請書の様式等は市ホームページにも掲載しています。



☎ 商工政策課 ☎ 0942-30-9133

※受付・相談は各総合支所でも行っています(田主丸、北野、城島、三瀬)

政府系金融機関の融資

【対象】

売上高が前年又は前々年の同月比で5%以上減少し、かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる事業者

【貸付条件】

限度額:8,000万円

貸付期間:15年以内

(据置5年以内)

利率:《当初3年間》

基準金利▲0.9%

例) 1.36%→0.46%

《4年目以降》

基準金利

※利下げ対象範囲:4,000万円以下の部分

※基準金利は変動します

☎ 日本政策金融公庫 久留米支店

☎ 0942-34-1212

久留米市の融資

【対象】

セーフティネット4号保証・危機関連保証の認定を受けている事業者

【貸付条件】

限度額:350万円

貸付期間:10年以内

(据置5年以内)

利率:0.8%

福岡県の融資

【対象】

セーフティネット4号保証・5号保証、危機関連保証の認定を受けている事業者

【貸付条件】

限度額:4,000万円

貸付期間:10年以内

(据置5年以内)

利率:1.3%

実質・無利子

【対象】

上記融資を利用された事業者

【内容】

支払利息(0.8%分)を5年間補助



☎ 市内各指定金融機関

☎ 商工政策課

☎ 0942-30-9133

☎ 0942-30-9707

実質・無利子

【対象】

上記融資を利用された事業者で次の①または②のいずれかに該当

①売上高が15%以上減少

②セーフティネット5号保証の認定を受けた個人小規模事業者

【内容】

支払利息(1.3%分)を3年間補助

☎ 市内各指定金融機関

☎ 福岡県 経営相談窓口

☎ 0120-567-179

実質・無利子

【対象】

上記融資を利用された事業者で次の①～③のいずれかに該当

①個人小規模事業者:要件なし

②法人小規模事業者:

売上高が15%以上減少

③個人・法人中小企業者:

売上高が20%以上減少

【内容】

上記利下げ対象範囲の支払利息(基準金利▲0.9%分)を3年間補助

☎ 中小機構 特別利子補給制度事務局

☎ 0570-060-515

既往債務の条件変更・借り換え

○既往債務のある人や既に県や市の融資制度を申し込み・利用された人は、条件変更や借り換えが可能な場合があります。お取引のある金融機関へご相談ください。



既往債務の条件変更・借り換え

○日本政策金融公庫等の過去の借入れを一部実質無利子で借り換えできます。

☎ 中小機構 特別利子補給制度事務局

☎ 0570-060-515

固定費の支払い等を支援

久留米市の給付金

A:休業要請協力支援金 ※AかBいずれか1つ

【対象】

福岡県の要請を受け、2週間以上休業や営業時間の短縮に協力を行った事業者(施設)

【給付額】

10万円(1店舗)
※2店舗以上は20万円

B:事業継続給付金

【対象】

- 4月または5月の売上高が前年同月比で70%以上減少し、
- セーフティネット保証の認定を受け、市または県の融資制度を活用し100万円以上の借り入れを行った事業者、または国等の助成金を活用する事業者

【給付額】

中小法人:30万円
個人事業者:15万円

【申請期限】

7月31日(金)まで

【申請方法】

郵送または電子申請

申請書の様式等は市ホームページに掲載しています。

電子申請



※令和2年1月1日から4月6日までに創業され、一定の要件(売上高が当初計画比で50%以上減少等)に該当する事業者にも同様の支援制度があります

☎久留米市 事業者支援金コールセンター

☎0942-30-9750 F 0942-30-9824

国の給付金

持続化給付金

【対象】

売上高が前年同月比で50%以上減少

【給付額】

法人:最大200万円
個人事業者:最大100万円

【申請期限】

1月15日(金)

☎持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570

【申請サポート会場】

会場:ホテルニュープラザKURUME 2F

(会場番号*4003) ※会場番号は電話予約の時に必要です

電話予約窓口

☎0570-077-866 (オペレーター対応)

受付時間 9時~18時(平日・休日)

☎0120-835-130 (自動ガイダンス)

受付時間 24時間対応

電子申請



サポート会場



福岡県の給付金

持続化緊急支援金

【対象】

- 売上高が前年同月比で30%以上50%未満の減少
- 国の「持続化給付金」の対象でないこと

【給付額】

法人:最大50万円
個人事業者:最大25万円

【申請期限】

7月31日(金)まで

☎福岡県持続化緊急支援金相談窓口 ☎0570-094-894

生活費に困っている

緊急小口融資(無利子)

【対象】

世帯員の中に個人事業主がいて、休業等で収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために貸し付けを必要とする世帯等

【内容】

貸付上限:20万円以内
償還期限:2年以内(据置1年以内)

☎久留米市社会福祉協議会

☎0942-34-3122 (専用電話)

☎080-1539-3864 (携帯電話)

F 0942-34-3090

✉info@heartful-volunteer.net

電話での相談が困難な人は、①氏名②連絡手段(FAX・メール等)を記入し、FAXまたはメールしてください。



経営に関する相談

商工会議所・商工会

専門家派遣事業

【内容】

市内事業所の経営改善を図るため、依頼企業に対して専門家の派遣(無料、ただし回数制限あり)を行う。

【対象】

市内に事業所がある中小企業者

※会議所・商工会の会員以外も利用できます

☎久留米商工会議所 ☎0942-33-0213

☎久留米南部商工会 ☎0942-64-3649

☎久留米東部商工会 ☎0942-47-1231 (善導寺)

☎0942-78-3311 (北野)

☎田主丸町商工会 ☎0943-72-2816

雇用調整助成金の手続が大幅に簡素化(新型コロナウイルス対応)

雇用調整助成金とは、事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、国が休業手当、賃金等の一部を助成するものです。新型コロナウイルス感染症の対応として支給対象が拡大し、雇用保険に入っていないパート・アルバイトの人も対象(緊急雇用安定助成金)になります。

〈雇用調整助成金更なる拡充のポイント〉

申請の提出書類が大幅に削減されました

令和2年1月24日から5月31日までの休業に対しての申請期限が8月31日まで延長されました

4月1日から9月30日までの休業に特例措置※が適用されます

※休業等の助成率の引き上げなど

支払った休業手当の最大100%が助成されます。
(日額上限15,000円)

オンライン申請が開始されました

労政課で申請のご相談を受けています。お気軽にお尋ねください。

また、久留米商工会議所でも専門家による個別相談を実施しています。市内に事業所がある事業主ならどなたでもご利用できます。

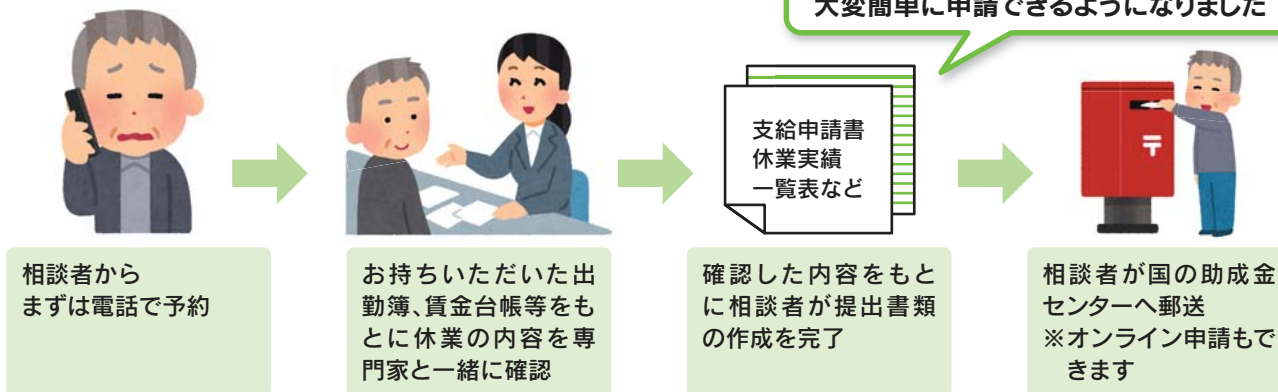
相談例

- 正社員・パート・アルバイトを休ませた、または今後休ませる予定
- 1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で休業をした

- 休業はしていないが、営業時間を短縮した
- 申請書の書き方がわからない
- 申請が難しく、あきらめている など

問 労政課 ☎0942-30-9046 📠0942-30-9707

相談および申請の流れ(商工会議所)



- 雇用調整助成金等相談(久留米商工会議所定例窓口無料相談)

日 時 毎週木曜日 13時~17時(変更となる場合あり)

相談時間 1事業所1時間以内

利用方法 電話にて事前予約が必要です

☎久留米商工会議所 経営支援課 ☎0942-33-0213

飲食等店子・大家さん助けあい支援減税

店舗の家賃を減額された貸主（大家さん）の固定資産税・都市計画税の減免を行うことで、飲食店等（店子さん）への家賃の軽減を促し、経営が厳しくなっている飲食店等の支援に繋がります。

対象者

緊急事態宣言の対象期間中に市内店舗（業種は限定しない）の家賃を減額した不動産所有者

対象物件

家賃減額の対象となった店舗（対象が一部の場合は該当部分のみ）で住宅部分などは除きます。

※賃借人（店子さん）が市内居住者、市内に本店を置く法人に限ります

減免額

以下の①または②のいずれか低い額を減免します。

- ①対象物件にかかる令和2年度固定資産税・都市計画税年税額100%（家屋のみ）
- ②家賃減額の110%



申請手続き

- ①減免申請書
- ②家賃減額にかかる確認書
- ③対象となる家屋番号および屋号等を記した資料
- ④賃借人（店子さん）が法人の場合は当該法人の登記事項証明書
- ⑤必要に応じて店舗としての使用実態がわかる資料（写真など）

※①、②は市ホームページから入手できます

申請期限

10月30日（金）

申請方法

郵送

申 資産税課 ☎0942-30-9010 F 0942-30-9753 ✉sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp

テレワークを推進する事業主を支援

新型コロナウイルス感染症の流行や台風などの災害時の事業継続において、テレワークは有効な勤務形態です。テレワーク導入にかかる助成金等の支援策がありますので、ぜひ導入をご検討ください。

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）（厚生労働省の助成金）

対象者

テレワークを新規で導入または継続して活用する中小企業事業主

支給対象となる取り組み

- テレワーク用通信機器の導入・運用（対象外となる機器があります）
- 就業規則・労使協定等の作成・変更 など

成果目標

「支給対象となる取り組み」は、以下の成果目標をすべて達成するよう目指すこと

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスでテレワークをさせる
- 評価期間に、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスで、テレワークを実施した回数の週間平均を1回以上とする

※評価期間は、申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します

テレワーク 相談 検索

支給額

「支給対象となる取り組み」の費用のうち、対象経費に該当するもので、成果目標の達成状況に応じて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費など (注)契約形態が、リース契約など「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の経費のみが対象	対象経費の合計額×補助率（上限額*あり） ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	40万円	20万円
1企業当たりの上限額	300万円	200万円

申請期限・方法

- 12月1日（火）
- テレワーク相談センターに提出

☎テレワーク相談センター ☎0120-91-6479（受付時間：平日9時～17時）

市税・国民健康保険料の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、相当の収入減少があり、納税および納付が困難な状況となった場合は、市税・国民健康保険料（以下、市税等）の各納期限から1年間、徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、猶予された期間は延滞金がかかりません。

対象要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している
- 一時に納付することが困難である

対象となる市税等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限になる市税等

申請手続き

- 特例猶予申請書（市ホームページから入手できます）
 - 収入や現預金の状況が分かる資料
- ※提出が難しい場合は、電話でご連絡ください

申請方法

郵送等

申請先

市税：税収納推進課

国民健康保険料：健康保険課

申請期限

納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）

※納期ごとに申請が必要です

その他

介護保険料についても猶予制度がありますので、詳細については介護保険課へお尋ねください。



問 税収納推進課・健康保険課・介護保険課

☎ 税0942-30-9006 健保0942-30-9031 介護0942-30-9240

📠 税0942-30-9753 健保0942-30-9751 介護0942-36-6845

固定資産税の特例の拡充・延長

現在、中小企業が先端設備等導入計画^{*1}により新たに投資した設備については、市税条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されます（固定ゼロの特例）。また、生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物^{*2}が追加されるとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限が2年間延長されます。

※1 中小企業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を計るための計画

※2 門や扉、看板（広告塔）や受変電設備など。

先端設備等導入計画についての問い合わせ

問 商工政策課

☎ 0942-30-9133 📠 0942-30-9707

問 資産税課

☎ 0942-30-9011 📠 0942-30-9753

✉ sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp

国民健康保険等の保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減となった世帯等を対象に保険料の減免を行います。

対象保険

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

対象者

以下の①または②のいずれかの要件を満たす方

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
→ 保険料は全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
→ 保険料は一部減額

※要件は『収入が前年から3割以上減少』ほか

国民健康保険の皆さんには、減免の申請書類を本年度の納付通知書に同封し、6月中旬に発送していただきます。詳しくは、健康保険課にお問い合わせください。

※感染予防等の観点から、減免の申請は郵送にてお願いします

問 健康保険課・介護保険課

☎ 健保0942-30-9030 介護0942-30-9240

📠 健保0942-30-9751 介護0942-36-6845

中小企業共同事業等促進助成(連携促進)

市は、地域店舗の連携を促進するため、共同でのチラシ作成や共同販促を対象に、費用の一部を補助します。

概要

●補助対象者

3以上の小規模事業者等で構成される団体で、構成員の2分の1以上が商工団体の会員であることが必要。

●補助対象事業

補助対象の団体が実施する共同でのチラシ作成や共同販促、地域店舗の連携が促進されるもの。

各店のテイクアウトメニューをまとめたチラシ作成等にご活用ください。

中心市街地で実施する事業は除きます。

●補助対象経費

印刷費、会場代、賃金(イベントなどのために雇用するアルバイト代)など事業に係る経費。事業者の日当や飲食費、備品代は除きます。

申 商工政策課 ☎ 0942-30-9134 📠 0942-30-9707



昨年、地域店舗が連携して実施したスタンプラリー

●補助率等

○補助率:対象経費の1/2以内

○補助上限額:1団体あたり15万円(補助下限額:5万円)

※詳しい要件については、お問い合わせください

事業主と労働者が協力しパワーハラスメント対策を

労働施策総合推進法の改正により、6月1日から職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが、事業主の義務となりました(中小企業は、令和4年3月31日まで努力義務)。労働者にも責務規程が定められています。快適な職場環境を築くため、お互いに協力し、働きやすい職場環境をつくりましょう。

事業主が雇用管理上講ずべき措置

1.事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

2.相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 - ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること
- 職場におけるパワハラの発生のおそれがある場合や、パワハラに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応すること

3.職場におけるパワーハラスメント発生後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ⑥速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと
 - ⑦行為者に対する措置を適正に行うこと
 - ⑧再発防止に向けた措置を講ずること
- ※⑥⑦は事実確認ができた場合、⑧はできなかった場合も同様

4.1から3までの措置と併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主の責務規定

- ①ハラスメント問題に対する労働者の関心と理解を深めること
- ②自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修等必要な配慮をすること
- ③事業主自身が、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

労働者の責務規定

- ①ハラスメントに関する理解と関心を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うこと
- ②事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

問 福岡労働局 雇用環境・均等部指導課

☎ 092-411-4894 📠 092-411-4895

労働経営セミナー・ 労働教育講座を開催

市は、福岡県と連携して、経営者や人事・労務担当者を対象にした「労働経営セミナー」や、労働者を対象にした「労働教育講座」を開催します。

無料
要申し込み

労働経営セミナー

日 時	8月21日(金) 14:30~16:30
対 象 者	経営者、人事・労務担当者、テーマに興味がある人
講 師	株式会社キャリア研究所 梶原 多真季氏
内 容	生き生きと働くために! 変わるハラスメント対策

労働教育講座

日 時	8月21日(金) 19:00~20:30
対 象 者	勤労者、テーマに興味がある人
講 師	かばしま法律事務所 弁護士 田中 久仁彦氏
内 容	働き方改革関連法で何が変わったの? ~具体的事例を踏まえて~

会 場 えーるピア久留米301・302学習室
(諏訪野町1830-6)

定 員 各回24名(先着順)

申込方法 電話・FAX・メール

※講座名、氏名、電話番号をお伝えください

〒福岡県 福祉労働部 労働局労働政策課
☎092-643-3585 F 092-643-3588
✉koyou-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp

公正な採用選考 ワンポイント講座

公正な採用選考の考え方について事例を通して解説します。

応募者の適性や能力のみを判断基準にして採用選考を行ってください

採用面接の質問で問題がある事例

- ご両親はご健在ですか
- 家の宗教はなんですか
- 支持する政党はどこですか

など、家族構成や本来自由であるべき思想・信条についての質問は行ってはいけません。

考え方

採用選考を行う際は

- 応募者の基本的人権を尊重すること
 - 応募者の適性・能力のみを基準にすること
- の2点を順守する必要があります。

公正な採用選考を行うために、応募者の適正や能力とは関係ない事柄で採否が左右されないようにすることが大切です。

現実の採用選考では、応募者の適正や能力に関係のない事柄についての質問をしたり、応募用紙に記入させたりするといった事象が報告されています。応募者の適正や能力に関係のない事項を把握しようとすることは、就職差別につながる恐れがあります。

採用選考を行う際は

- 事前に質問の内容を決めておく
 - 応募者の適正や能力に関係のない事柄が含まれていないか、点検を行う
- など、担当者全員で事前に共有し、公正な採用選考を行ってください。

☎0942-30-9046 F 0942-30-9707

お知らせ

不妊治療と仕事の両立のために

働きながら治療を受ける従業員への理解を

不妊治療とは

近年、不妊治療を受ける夫婦は増加傾向にあります。不妊の原因は女性だけにあるわけではありません。WHO(世界保健機関)によれば約半数は男性に原因があるとされており、男女ともに治療が必要な場合もあります。

人工授精などの一般不妊治療では妊娠しない場合には、体外で卵子と精子を受精させ子宮内に戻す「体外受精」や「顕微授精」を行います。排卵周期に合わせた通院などが必要で、あらかじめ通院日を決めることが難しい上、治療が長期に渡ることが多く、身体的・精神的にも大きな負担を伴います。

両立ができずに16%の人が離職

平成29年度に厚生労働省が行なった調査では、治療をしている人の81%が仕事と治療の両立が難しいと感じています。また、両立ができずに16%の人が離職しています。働きながら安心して妊娠・出産を実現できるよう、不妊治療について職場の皆さんのご理解をお願いします。

☎0942-30-9731
F 0942-30-9718



募集

シルバー派遣で人手不足を解消

久留米市シルバー人材センターは、企業やご家庭のさまざまなご要望にお応えします。

臨時的・短期的・簡単な業務への「シルバー派遣」で、企業の皆さんの人手不足を解消します。利用料金などは、お問い合わせください。

シルバー人材センターの会員も随時募集しています。

☎(公社)久留米市シルバー人材センター

☎0942-35-5229 ☎0942-35-5974 所西町873-7

主な派遣職種

- 屋内・屋外清掃
- 一般事務・受付・顧客対応
- 物流・商品管理・軽作業 ほか多数



募集

単独企業ではできない充実した福利厚生を

久留米広域勤労者福祉サービスセンター(略称:KSC)は、加入する中小企業を対象に1人あたり月額1,000円の負担で、慶弔給付金の支給や、旅行・コンサート・スポーツ観戦の割引などの福利厚生サービスを提供しています。



慶弔給付金の制度(一例)

- 結婚祝金(会員が入籍したとき) **30,000円**
- 勤続祝金(以下の対象年数に達したとき)
10年・15年・20年・25年・30年 **5,000円～20,000円**
- 傷病見舞金(会員が傷病により14日以上継続欠勤したとき)
10,000円～35,000円
- 死亡弔慰金(会員、配偶者、子、親が死亡したとき)
10,000円～100,000円
- その他、出産・還暦・子の入学祝などの各種祝金の給付制度が充実しています。

☎(公社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター

☎0942-39-7811

☎0942-39-7816

KSC久留米

検索

募集

リーダーのための部下育成コーチング研修

久留米地域職業訓練センターは、リーダーのための部下育成コーチング研修を開催します。この研修では、日常の会話や面談で実践できるコーチングの手法を学びます。

部下の育成のためには、指示・命令に加えて、カウンセリング的対応も重要です。上司からのやらされ感から脱皮し、自律的に考え、動くことができる部下を育てる手法をお伝えします。

☎久留米地域職業訓練センター

☎0942-44-5201 ☎0942-43-2964

☎master@ksk.ac.jp

日時	9月9日(水) 9:00～16:00
場所	久留米地域職業訓練センター (東合川5丁目9番10号)
受講料	7,100円(税込)
対象者	新しくリーダーになった人、中堅幹部職リーダー
定員	24人(先着順)
内容	コーチングの入門を実践形式で学びます。 ○日常会話編 ○個別面談編 ○グループコーチング編
申込方法	電話、FAX、メール ※講座名、氏名、電話番号をお伝えください
申込締切	9月8日(火)

7月からレジ袋が有料化

7月から全国一律でプラスチック製買い物袋(以下、レジ袋)の有料化がスタートします。レジ袋を利用する事業者は有料化の対応が必要となります。

対象となる事業所

レジ袋を扱う小売業を営む全ての事業者

対象となるレジ袋

- 素材がプラスチックである
- 袋に持ち手がある
- 商品を入れる袋である
- 消費者が受け取りを辞退できる袋である

価格設定や売上げの使い方

事業者が制度の趣旨・目的を踏まえて設定できる
※レジ袋1枚当たりの価格が1円未満となる価格設定は有料化とみなされません



近年、プラスチックごみの海洋流出が、生態系を含めた環境へ大きな影響を及ぼしています。海洋プラスチックごみ問題は、温暖化に続く21世紀の新たな地球環境問題です。

プラスチック製のレジ袋の有料化は、海洋プラスチックごみ問題の解決のための第一歩。マイバック持参などの消費者のライフスタイルの変革を促すことを目的としています。

詳細は、ホームページからご確認ください。

レジ袋有料化 検索

レジ袋有料化についての問い合わせ先

受付日時 月曜日～金曜日(祝日除く)
9:00～18:15

事業者向け ☎0570-000930

消費者向け ☎0570-080180



問 資源循環推進課

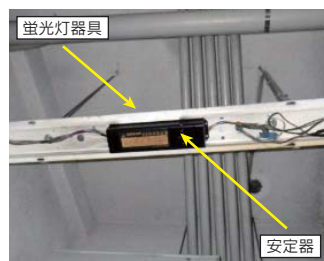
☎0942-30-9143 F 0942-37-3344

お知らせ

処理期限まであと半年

昭和47年頃までに製造された変圧器、コンデンサー、業務用蛍光灯の安定器など工場、店舗などで使用・保管されている古い電気機器には、環境と人体に極めて有害なPCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている可能性があり、法律で処分するよう定められています。

機器にPCBが入っているか確認してください。



蛍光灯器具内の安定器



安定器本体

①PCB使用安定器

処分期間:令和3年3月31日まで

昭和52年3月までに建築・改修された建物の所有者を対象に、「照明器具のPCB使用安定器に関する調査」を実施しています。調査票やはがきが届いている場合は、ご協力をお願いします。

②高濃度PCBが含まれる変圧器・コンデンサー

処分期間はすでに過ぎていますが、万が一保管していることが判明している場合は、速やかに市廃棄物指導課にご連絡ください。

久留米市 PCB 検索

問 廃棄物指導課

☎0942-30-9148 F 0942-30-9715

外国人雇用はルールを守って適正に

外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公正な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況を届け出ていますか？



☎ ハローワーク久留米 雇用指導官 ☎ 0942-90-0013 ☎ 0942-39-4877

募集

高卒求人受付を開始

ハローワークでは、6月1日から来年3月卒業予定者を対象とした高卒求人を受け付けを開始しています。企業と地域の未来を担う若い人材の採用をぜひご検討ください。

☎ ハローワーク久留米

☎ 0942-90-0012 ☎ 0942-39-4877

☎ ハローワーク大川 ※城島町の管轄はハローワーク大川になります

☎ 0944-86-8609 ☎ 0944-86-3722

募集

テレワークオフィスを開設し障害者雇用を後押し

障害者雇用を検討中の企業を募集

福岡県は、企業等に雇用される障害のある社員が利用できるテレワークオフィス「こといろ」を開設し、利用する企業を募集します。

オフィスに常駐の支援員を配置し、障害の特性に応じた支援を行います。

また、企業に対し、コーディネーターがテレワークに適した業務の切り出しから採用支援まで幅広くサポートするため、障害者雇用に取り組んだことのない企業も安心して利用できます。

採用支援について

福岡県障がい者雇用拡大・職業紹介事業と連携した人材のマッチングやWEB就職合同会社説明会の実施等により、新規採用をサポートします。



はかた近代ビル
外観

障がい者テレワークオフィスの概要

場所 はかた近代ビル3階
(福岡市博多区博多駅東1-1-33)
※JR博多駅・市営地下鉄空港線博多駅より徒歩4分

募集数 10社程度

利用料 県内企業:40,000円(税抜)/月
県外企業:80,000円(税抜)/月

利用開始日 9月1日(火)(予定)

利用時間等 月曜日～金曜日(祝日を除く)(予定)
9:00～18:00

設備 半個室ブース席、会議室、
休憩・打ち合わせスペース、Wi-Fi、複合機、
個人ロッカー など

申込方法 持参、郵送で申し込み先へ
※県ホームページから申込書入手できます

☎ 福岡県 福祉労働部 労働局 新雇用開発課

☎ 092-643-3594 ☎ 092-643-3619

福岡県障がい者テレワークオフィス

検索

久留米地域ものづくり産業振興会の会員を募集

久留米地域ものづくり産業振興会は、会員企業を募集しています。同会は、久留米をはじめ県南地域の製造業企業の連携を深め、人材育成やビジネスマッチングを推進するなど、ものづくり産業の振興に取り組んでいます。現在、自動車産業やゴム産業、金属加工などの製造業企業のほか、大学など63社・団体が加入しています。

対象

市内または県南地域に事業所があるものづくり企業、大学、高専、高校、金融機関、商工会議所及び行政機関 など

主な活動内容

●ものづくり現場研究会(年3回程度実施)

ものづくり企業の工場見学を実施し、自社とは違う工程や技術に触れ、その後の参加者によるグループワークや交流会などにより、新たな気づきを得る機会を提供します。

【前年度受入工場】

ダイハツ九州(株)久留米工場、(株)ブリヂストン久留米工場 など

●ものづくりスキルアップ研修会

ものづくり技術の向上のため、会員企業の従業員が久留米地域職業訓練センター(東合川)などが実施する講座を受講する場合、受講費用の一部または全部を同会が負担します。

【主な実施メニュー】

低圧電気の取り扱いに係る特別教育、CAD体験 など



ものづくり現場研究会の様子
(会場:ダイハツ九州(株)久留米工場)

会費 年会費1万円

☎ 久留米地域ものづくり産業振興会事務局(企業誘致推進課内) ☎ 0942-30-9135 ☎ 0942-30-9707

一番街

多目的ギャラリーのご案内

久留米市一番街多目的ギャラリーは、市民活動や市民文化の発表の場です。お気軽にお立ち寄りください。

また、作品の展示だけでなく商品の宣伝・販売もできますので、活用してください。

予約状況確認や利用申し込み・利用料金などは、お問い合わせください。

☎ 久留米市一番街多目的ギャラリー

☎ F 0942-39-3030

☎ 東町26-8 1階

一番街多目的ギャラリー

検索

7月～10月開催の催事

開館時間: 10時～19時

日程	催事名
7/ 7(火)～ 12(日)	現在を伝える写真展
7/14(火)～ 19(日)	核兵器のない未来のための原爆展
7/21(火)～ 26(日)	まいの書 ～和紙によせる思ひ～
7/28(火)～ 8/2(日)	*ご利用受付中
8/ 4(火)～ 10(月・祝)	六ツ門大学 作品展
8/12(水)～ 16(日)	木のいいなかまの贈りもの
8/18(火)～ 23(日)	北野中学校 作品展
8/25(火)～ 30(日)	謎が今明らかに!
9/ 1(火)～ 6(日)	第57回 チャーチル会久留米 絵画展
9/ 8(火)～ 13(日)	清水恵美子 回顧展
9/15(火)～ 21(月・祝)	楠病院 くすデイクアセンター・ひだまり利用者作品展
9/23(水)～ 27(日)	第3回 ふれあい美術展
9/29(火)～10/4(日)	第41回 つくりべ筑後 き展・み展・ふれ展

※上記催事予定表は、7月10日現在の決定分のため、変更になる場合があります

久留米市 商工労働ニュース 57号

2020年 夏 7月10日発行

凡例:

☎ 問い合わせ先 ☎ 申し込み先・問い合わせ先

☎ 電話 ☎ FAX ☎ Eメールアドレス ☎ 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

☎ 830-8520 久留米市城南町15番地3 ☎ FAX 0942-30-9707(両課共通)

久留米市商工政策課

TEL 0942-30-9133

E-mail: syoko@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市労政課

TEL 0942-30-9046

E-mail: rousei@city.kurume.fukuoka.jp